



長野県報

4月18日(月)
平成28年
(2016年)
第2766号

目 次

告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
基本測量の実施（建設政策課）	4
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	4
公共測量の終了（5件）（建設政策課）	5
建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築住宅課）	5

公 告

調理師試験の実施（食品・生活衛生課）	6
製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（4件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	7
土地改良区役員の就退任の届出（4件）（農地整備課）	9
土地改良区連合役員の就任の届出（農地整備課）	10
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築住宅課）	10
正誤（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	11

長野県告示第258号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
中嶋 英子	肢体不自由 呼吸器	安曇野市豊科3100 独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院
原田 真	腎臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
岸田 大	平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
吉川 健太郎	肢体不自由	松本市寿豊丘811 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター中信松本病院
田村 泰夫	肢体不自由	佐久市望月318 川西赤十字病院
駒津 和宜	心臓	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院
五味 優子	肢体不自由 呼吸器	安曇野市豊科3100 独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院
相澤 万象	呼吸器	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
和田 悅洋	視覚	上水内郡信濃町大字柏原380 信濃町立信越病院
辛 太廣	ぼうこう又は直腸	岡谷市南宮2-2-34 医療法人祐愛会 祐愛病院
橋川 幸弘	小腸	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター

障がい者支援課

長野県告示第259号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
川口 政徳	岡谷市本町四丁目11番33号 岡谷市民病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
相澤 万象	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院

船瀬 芳子	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
小林 正和	松本市村井町南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター松本病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
百瀬 敏充	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院
立花 直樹	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号 諏訪赤十字病院

障がい者支援課

長野県告示第260号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
森田 宏史	上田市中央西2-13-14 緑ヶ丘医院	平成28年2月9日

障がい者支援課

長野県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
みるく薬局	安曇野市豊科406-23	平成28年4月1日
飯島亀田薬局	上伊那郡飯島町飯島2038-2	平成28年4月1日
青い鳥薬局庄内店	松本市筑摩1丁目19番地1	平成28年4月1日
あんず薬局あづみ野店	安曇野市豊科877-4	平成28年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
友愛薬局	北佐久郡軽沢町長倉2416-2	平成28年4月1日
くるみ薬局	松本市高宮北10-1	平成28年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
有限会社ナカジマ薬局 安曇野市穂高5647-1	穂高ナカジマ薬局 安曇野市穂高5641-3	平成28年2月1日

障がい者支援課

長野県告示第264号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6802の4、6802の5、7613の口の2、7613の29、7613の34、7613の35

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第265号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図(地図情報)」及び「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第266号

松本市惣社地区画整理組合設立準備組合長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(地区画整理事業に伴う4級基準点測量・3級水準点測量)

2 作業期間

平成28年4月1日から平成28年8月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第267号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量 地図情報レベル1000)

2 作業期間

平成28年3月25日から平成28年9月30日まで

3 作業地域

飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡中川村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡喬木村、下

伊那郡豊丘村

建設政策課

長野県告示第268号

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（座標補正、修正測量 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成27年8月18日から平成28年3月25日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第269号

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 2 作業期間
平成27年12月15日から平成28年3月17日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第270号

長野地方法務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年1月15日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第271号

坂城町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成27年9月1日から平成28年3月8日まで
- 3 作業地域
埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第272号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（1/1,000飯田市基本図）
- 2 作業期間
平成27年12月9日から平成28年3月22日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第273号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成28年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(変更前)
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
(変更後)
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
- 3 変更しようとする年月日
平成28年4月20日

建築住宅課